

# 最終報告までに検討を要する課題

平成23年4月25日

青少年インターネットWG 事務局

# インターネット接続可能機器及びネットワークの多様化関係

## ①スマートフォン等の携帯電話端末で無線LANに接続する際に、フィルタリングの提供について、関係事業者に具体的に求められる事項

《中間報告該当部分の要旨》

現時点では無線LANの青少年の普及度合いが高いとは必ずしも言えないため、フィルタリングの利用を条件として役務提供を行うことを求めることはまでは要しない。ただし、今後の無線LANの普及を見越して、現時点から実効性ある対策を検討する必要があり、各関係者に求められる事項の検討を行う。

→少なくとも、(i)無線LAN機能の有無、(ii)フィルタリングの利用の可否(利用できる場合はその方法)、(iii)無線LAN機能の制限の可否(制限できる場合はその方法)については、携帯電話事業者が利用者に説明すべきではないか。

## ②端末の一部機能を制限する機能(いわゆる「ペアレンタルロック」)の活用

《中間報告該当部分の要旨》

インターネット接続可能機器には、ペアレンタルロック機能を設けているものが多数存在し、ネットワークの多様化の急速な進展を考えれば、同機能の積極的な活用を検討する必要がある。

→ペアレンタルロックの活用は推進すべきではあるが、それだけでは法第17条及び第18条のフィルタリング提供義務を果たしたことにならないことを明確にすべきではないか。

## ③スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応

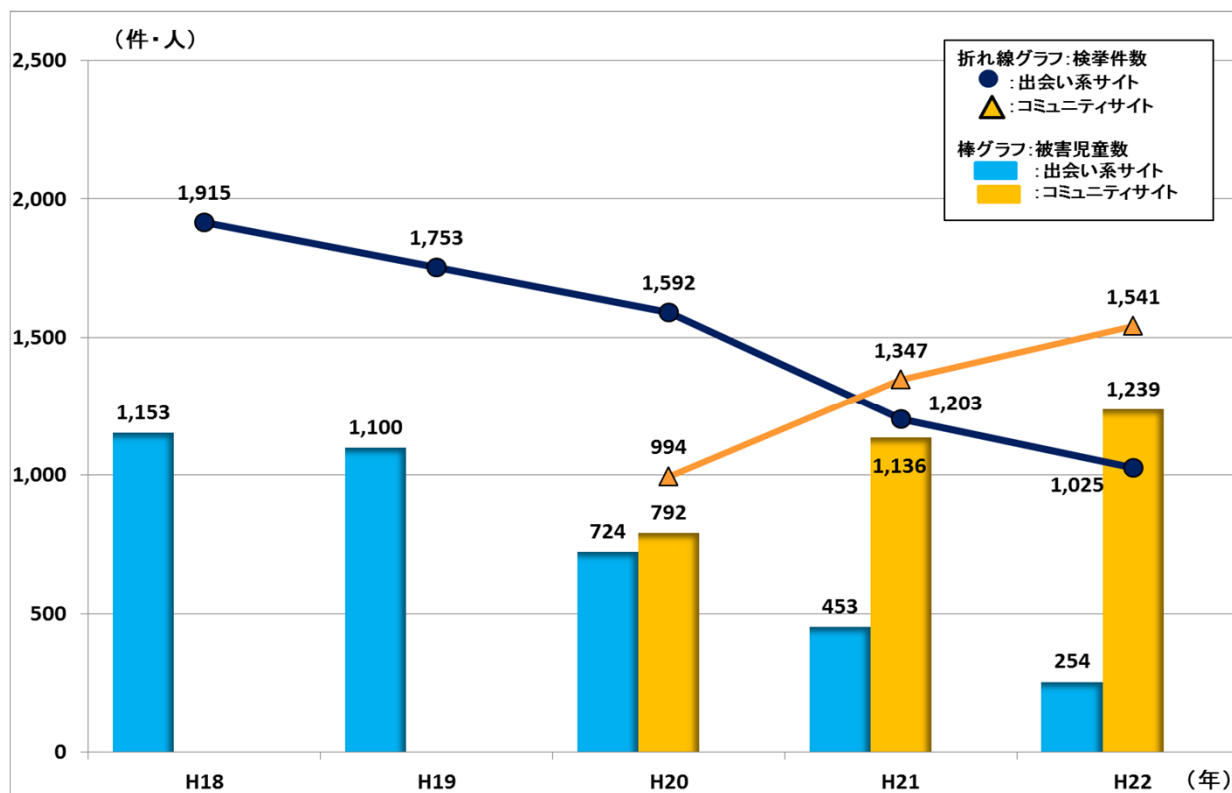
《中間報告該当部分の要旨》

アプリケーションソフトを通じて青少年有害情報へのアクセスが可能になっているとの指摘があり、検討を行う必要がある。

→保護者及び利用者から求められた場合、携帯電話事業者は、アプリケーションソフトを通じた青少年有害情報の閲覧を制限する機能を提供すべきではないか。

# CGMサービスの利用に関する福祉犯被害への対策

CGMサービスの利用に関する福祉犯被害件数が、依然、上昇傾向を示しており、既存の取組に加え、緊急の対応が必要ではないか。



(出典:平成23年2月17日 警察庁発表資料)